|  |
| --- |
| 入　札　公　表平成３０年２月２８日次のとおり一般競争入札に付します。公益財団法人広島市みどり生きもの協会理 事 長　岡　村　　清　治１　一般競争入札に付する事項⑴　業務名広島市植物公園内における自動販売機による商品販売業務⑵　履行の内容等入札説明書並びに契約書及び仕様書による。⑶　販売品種清涼飲料水等（ペットボトル、缶及び瓶）⑷　販売予定数量別紙１「契約（入札）の区分」のとおり。⑸　契約期間平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで　　ただし、契約期間満了日の１か月前までに、当協会からなんらの意思表示がないときは、引き続き１年間更新するものとし、以後この例による。（平成３４年３月３１日以降は更新しないものとする。）⑹　履行場所広島市植物公園（自動販売機の設置場所・設置台数は別紙２による。）広島市佐伯区重倉三丁目４９５番地⑺　入札事項入札は、売上金額（Ａ）に対する販売手数料（Ｂ）の割合（Ｂ／Ａ。以下「販売手数料率」という。売上金額及び販売手数料には消費税及び地方消費税を含む。）で行うこととする。⑻　入札方式ア　本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。イ　入札は、別紙１「契約（入札）の区分」の２区分で、「一抜け方式」による入札を行う。なお、各区分の両方又は一方のみのいずれでも入札参加可能である。※　「一抜け方式」について同一の場所において異なる者が設置する自動販売機により商品を販売できるようにするため、区分１の「清涼飲料水等Ａ」、区分２の「清涼飲料水等Ｂ」の順で落札決定順位を定め、この順に従って入札を行い、それぞれ落札候補者を選定する。　　　　当該入札では、落札決定順位上位の「清涼飲料水等Ａ」の落札候補者となった者による落札決定順位下位の「清涼飲料水等Ｂ」の入札は無効とする。ただし、「清涼飲料水等Ｂ」の入札において、「清涼飲料水等Ａ」の落札候補者以外の入札がない場合又は「清涼飲料水等Ａ」の落札候補者以外に予定販売手数料率以上の有効な入札がない場合を除く。　　　 なお、「清涼飲料水等Ａ」の入札において落札候補者がない場合は、「清涼飲料水等Ｂ」の入札は行わない。⑼　入札の方法ア　入札書は、別紙１「契約（入札）の区分」の各区分ごとに販売手数料率を記載すること。　　イ　入札書に記載する販売手数料率は、小数第一位までとする。⑽　入札区分本件業務は、入札書を持参して提出する紙入札案件である。２　入札参加資格次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当しない者であること。⑵　広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。⑶　清涼飲料水等の製造事業者、清涼飲料水等の製造事業者が出資している販売事業者、又は日本自動販売協会（ＪＡＭＡ）の正会員として加盟している事業者で、現に活動している者。⑷　入札公表の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。⑸　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。３　一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法本協会のホームページ（http://www.midoriikimono.jp/）のトップページの「お知らせ　入札・契約情報」→「入札予報・入札結果　平成３０年度分」→該当入札案件の「詳細はこちら」→「添付資料」からダウンロードできる。４　契約条項を示す場所等⑴　契約条項を示す場所本協会のホームページ（前記３に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードできる。⑵　入札説明書、仕様書等の交付方法本協会のホームページからダウンロードできる。⑶　契約担当課（契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先）〒７３１－５１５６広島市佐伯区重倉三丁目４９５番地公益財団法人広島市みどり生きもの協会植物公園　管理課（契約担当課）電話　０８２－９２２－３６００（直通）⑷　入札書の提出方法後記⑺の開札日時に、開札場所に持参して提出すること。なお、郵送、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。⑸　入札執行課〒７３０－００１１広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内公益財団法人広島市みどり生きもの協会緑化管理部　経営企画課電話　０８２－２２８－０８１１（直通）⑹　入札回数入札回数は、３回限りとする。　　　 なお、入札は「一抜け方式」により行うため、落札決定順位上位の「清涼飲料水等Ａ」の入札において落札候補者がない場合は、落札決定順位下位の「清涼飲料水等Ｂ」の入札は行わない。⑺　開札の日時及び場所ア　日時　平成３０年３月１３日（火）午前１０時００分イ　場所　広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内公益財団法人広島市みどり生きもの協会　１階　入札室⑻　開札ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。）イ　開札の結果、予定販売手数料率以上で有効な入札書を提出した最高入札販売手数料率提示者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。ウ　落札候補者となるべき同率の入札をした者が２者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。エ　その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領を準用するものとする。５　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。⑴　提出場所前記４⑸に同じ。⑵　提出部数提出部数は、１部とする。なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。⑶　提出期限平成３０年３月１３日（火）の午後５時までただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合、別途提出期限を指定する。なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。⑷　その他入札参加者は、資格確認申請書等を前記⑶の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。６　一般競争入札参加資格の確認一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記５により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本協会から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。７　落札者の決定⑴　前記６により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。⑵　落札者の決定結果は、入札参加者全員にＦＡＸ等により通知する。８　その他⑴　入札保証金要。ただし、保険会社との間に本協会を被保険者とする入札保証金契約を締結して本協会に提出した場合、又は、過去２年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき、入札保証金を免除する。詳細は、入札説明書による。⑵　入札の無効次に掲げる入札は、無効とする。ア　本件公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札イ　資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札ウ　販売手数料率を訂正したものエ　再度入札又は再々度入札を実施する場合において、初度入札又は再度入札（無効となった入札を除く。）の最高販売手数料率以下の率でした入札オ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札⑶　契約保証金要。ただし、規則第３１条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。⑷　契約書の作成の要否要⑸　入札の中止等本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。⑹　その他詳細は、入札説明書による。 |